

2 消保第 2 0 3 号
令和 2 年 7 月 3 0 日

高圧ガス第一種製造者 様

京都府危機管理部消防保安課長

高圧ガス保安法関係省令の改正に伴う危害予防規程の変更
及び届出について

本府における高圧ガス保安行政の推進につきまして、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年 12 月 16 日付元防第 584 号「高圧ガス保安法関係省令の改正に伴う高圧ガス第一種製造者が危害予防規程に記載すべき事項の追加について」により、下記の事項を危害予防規程に記載し、経過措置の期限である令和 2 年 8 月 31 日までに変更の届出を行う必要があることを通知いたしました。

経過措置の期限が迫って参りましたので、改めてお知らせします。

変更に当たっては、別紙『「大規模地震の防災及び減災対策」記載例について』を参考としてください。

なお、本通知と行き違いで既に届出いただいております場合は、何卒ご容赦ください。

記

1 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

※ 全ての第一種製造者が対象

2 津波浸水想定に応じた保安の確保の方法に関すること。

※ 津波浸水想定が設定された区域内にある事業所が対象

津波浸水想定区域については、京都府ホームページを御参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/2803tsunamisotei.html>

担当：消防保安課 安全・救急係 宇佐 TEL：075-414-4470 Mail：k-usa78@pref.kyoto.lg.jp

<別紙>

「大規模地震の防災及び減災対策」記載例について

9 大規模な地震に係る防災及び減災対策（「危害予防規程の指針」改正案より）

9. 1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立

事業所周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震発生時における行動基準を策定する。また、事業所の緊急時の防災体制と役割等を定め、関係者に周知する。

9. 2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施

地震発生時における情報周知訓練、製造装置の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関、近隣住民等と協力した防災訓練、避難訓練を行う。

9. 3 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認

事業所敷地内に避難場所を設け、食料や必需品の確保状況等を確認する。消費期限等に伴い食料等を更新する。

9. 4 その他必要な教育訓練等の実施

9. 2に示す訓練の他、次のような訓練を実施する。

- a) 事業所の被災状況の関係行政機関（警察、消防、自治体）への通報訓練
- b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
- c) 地震や津波の終息後における製造施設の被害状況確認訓練
- d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

※ その他、目次の修正や改正履歴の記載など必要な箇所の変更を行ってください。

<参考>

・危害予防規程の指針（KHKS 1800）改正案掲載URL

https://www.khk.or.jp/technical_standards/sc_hpg/public_comment_2020_01